

ユネスコ「世界の記憶」国内申請書（和文）

1.0 申請する記録物又はコレクションのタイトル

智証大師円珍関係文書典籍 ―日本・中国のパスポート―

2.0 申請する記録物の概要（400 字前後で記載）

智証大師・円珍(814～891 年)は、中国・唐に渡って、日本に密教の教えをもたらした「入唐八家」〈にっとうはっけ〉と称される一人で、日本での密教普及に重要な働きをした人物である。日本天台宗の高僧で、第 5 代天台座主として園城寺を再興し、天台寺門宗の開祖と仰がれている。その 9 世紀の人物・円珍にまつわる膨大な量の文書典籍がまとまって伝来したことは、日本の宗教史上において稀有な例と言える。

円珍は、853 年から 858 年まで中国・唐に留学した際、唐の役所から通行許可書「過所」〈かしょ〉を発給された。「過所」は今日でいうパスポートで、唐代の原本であり、当時の書式例を完全な形で伝えてきた世界で唯一現存する一次史料である。その唐における「過所」など書類の原本は、円珍が持ち帰って保管し、1160 年以上にわたって伝えられてきた。さらに、本申請物には、入唐の際に日本で発行したパスポート（「大宰府公驗」）等の書類、帰国後に唐の人物から送られた書状もある。それらは、日本と中国の文化交流の歴史を物語る貴重な史料であるとともに、東アジア世界に大きな影響を及ぼした唐の完備された法制度や交通制度の実際を知る世界的な文化遺産である。

3.0 申請者の連絡先

3.1 申請者（個人または団体）の名称

3.2 申請する記録物との関係（所有者／管理者など）

申請する記録物	所有者／管理者
国宝「智証大師関係文書典籍」全 46 件	所有者：宗教法人園城寺(代表役員)
国宝「五部心観」全 1 件	所有者：宗教法人園城寺(代表役員)
国宝「円珍関係文書」全 8 件	管理者：独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館（館長）
国宝「円珍贈法印大和尚位並智証大師諡号勅書」全 1 件	管理者：独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館（館長）

3.3 住所

名称	住所
宗教法人園城寺	滋賀県大津市園城寺町 246
独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館	東京都台東区上野公園 13-9

3.4 電話番号：

メールアドレス：

名称	電話番号／メールアドレス
宗教法人園城寺	
独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館	

4.0 権限に関する宣言

私は、自分が本申請書に記載する記録物を、「世界の記録」登録に申請する権限を有することを保証します。

氏名及び肩書：宗教法人園城寺 代表役員

日付：2021 年 10 月 15 日

氏名及び肩書：独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館 館長

日付：2021 年 10 月 15 日

5.0 法的情報

5.1 所有者（個人又は団体）の名称

申請する記録物	所有者
国宝「智証大師関係文書典籍」全 46 件	宗教法人園城寺（代表役員）
国宝「五部心観」全 1 件	宗教法人園城寺（代表役員）
国宝「円珍関係文書」全 8 件	独立行政法人国立文化財機構（理事長）
国宝「円珍贈法印大和尚位並智証大師諡号勅書」全 1 件	独立行政法人国立文化財機構（理事長）

5.2 住所

名称	住所
宗教法人園城寺	滋賀県大津市園城寺町 246
独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館	東京都台東区上野公園 13-9

5.3 電話番号：

メールアドレス：

名称	電話番号／メールアドレス
宗教法人園城寺	
独立行政法人国立文化財機構	

5.4 所有者と管理者が異なる場合、管理者の名前と連絡先

申請する記録物	管理者
国宝「智証大師関係文書典籍」40 件 4 巻	管理者は所有者と同じ (ただし、独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館にて保管 住所：奈良県奈良市登大路町 50 電話： メールアドレス：)
国宝「五部心観」全 1 件	同上
国宝「智証大師関係文書典籍」3 件 3 巻	管理者は所有者と同じ (ただし、独立行政法人国立文化財機構京都国立博物館にて保管 住所：京都府京都市東山区茶屋町 527 電話： メールアドレス：)
国宝「円珍関係文書」全 8 件	独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館（館長 銭谷眞美） 住所：東京都台東区上野公園 13-9 電話： メールアドレス：
国宝「円珍贈法印大和尚位並智証大師諡号勅書」全 1 件	同上

5.5 法的状況

申請する記録物	所有者／管理者
国宝「智証大師関係文書典籍」全 46 件	昭和 38 年 7 月 1 日国宝指定
国宝「五部心観」全 1 件	昭和 28 年 3 月 31 日国宝指定
国宝「円珍関係文書」全 8 件	昭和 32 年 2 月 19 日国宝指定
国宝「円珍贈法印大和尚位並智証大師諡号勅書」全 1 件	昭和 27 年 3 月 29 日国宝指定

5.6 著作権の状況

所有者に帰属する。

5.7 アクセス容易性（文化的な制限を含め、アクセスにかかる何らかの制限がある場合は記載すること）

○智証大師関係文書典籍、五部心観（園城寺所有分）：

文化財保護法第 48 条に基づく文化庁長官による公開として、奈良国立博物館、京都国立博物館に勧告出陳・寄託され、適切に公開されている。また、園城寺公式 Web サイトにて、『智証大師円珍と唐代の過所とは 国宝「越州都督府過所」・国宝「尚書省司門過所」』として「過所」2 通を公開している (www.shiga-miidera.or.jp/kasho)。この Web サイトでは、デジタル画像、資料の特徴、背景、翻刻、読み下し文を付し、智証大師円珍の事跡の紹介を行っている。その他の文書典籍も「名宝の紹介」で画像を公開している (<http://www.shiga-miidera.or.jp/treasure/index.htm>)。現在は、日本語対応のみであるが、順次、英語、中国語対応の準備を進めている。

○円珍関係文書、円珍贈法印大和尚位並智証大師諡号勅書（東京国立博物館管理分）：

管理者である東京国立博物館にて、定期的に展示公開している。また、東京国立博物館 Web サイトの「e 国宝」(<http://www.emuseum.jp/>) において、全ての関係文書を高精細画像並びに、日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語で公開している。

なお、アクセスを制限する法的又は文化的要因はない。

6.0 記録遺産の特定及び説明

6.1 申請する記録物／コレクションの名前及び識別情報

申請する記録物	申請機関名称
国宝「智証大師関係文書典籍」全 46 件	宗教法人園城寺（代表役員）
国宝「五部心観」全 1 件	同上
国宝「円珍関係文書」全 8 件	独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館（館長）
国宝「円珍贈法印大和尚位並智証大師諡号勅書」全 1 件	同上

6.2 記録物の種類

文書、典籍、書跡

6.3 目録又は登録の詳細

別添目録のとおり。

6.4 視覚的な提出物（可能である場合／適切である場合）

別添目録のとおり。

6.5 由来／出所

智証大師・円珍は園城寺中興の祖であり、本申請物は円珍自身が園城寺に伝えたものである。園城寺は、円珍所縁の記録文書として 1000 年以上にわたって伝えてきた。そのうち園城寺の別当であった北白川宮家が所蔵していた分は、昭和 23 年（1948 年）に国有となり、現在東京国立博物館が管理している。

6.6 文献情報

- ・内藤虎次郎「三井寺所蔵の唐過所に就て」（『桑原博士還暦記念東洋史論叢』所収、1931 年、後に『内藤湖南全集』第 7 巻所収、1970 年、筑摩書房）
- ・内藤虎次郎「智証大師関係の文牒と其書法」（『園城寺の研究』所収、1931 年、星野書庖）
- ・仁井田陸「過所及び公驗」（『唐宋法律文書の研究』所収、東方文化学院、1937 年）
- ・堀江知彦「智証大師諡号勅書」（『MUSEUM』19 号、東京国立博物館、1952 年 10 月）
- ・杉本直治郎「太宰府発行の僧円珍の入唐旅行免状と円珍の入唐従者」（『史観』68 号、早稲田大学史学会、1963 年 5 月）
- ・小山田和夫「智証大師円珍関係文書小考」（『社会文化史学』18 号、社会文化史学会、1980 年）
- ・小野勝年「「円珍文書」と初期天台」（『仏教芸術』149 号、毎日新聞社、1983 年 7 月）
- ・小山田和夫『智証大師円珍の研究』（吉川弘文館、1990 年）
- ・礪波護「唐代の過所と公驗」（『中国中世の文物』京都人文科学研究所、1993 年）
- ・石田実洋「『伝教大師入唐牒』についての二、三の考察」（『日本歴史』606 号、吉川弘文館、1998 年 11 月）
- ・園城寺編『園城寺文書 第一巻 智証大師文書』（講談社、1998 年）
- ・福家俊彦「智証大師文書の伝世と中世園城寺の再興について」（『天台学報』41 号、大正大学、1999 年 11 月）
- ・【中国】程喜霖『唐代過所研究』（中華書局、2000 年）
- ・寺本亮晋「円珍の『疑問』と『些些疑文』との比較再考一降三世の解釈を中心に一」（『印度学仏教学研究』58(1)号、日本印度学仏教学会、2009 年）
- ・【中国】孟彦弘・辻正博（訳）「唐代の『副過所』及び過所の『副白』『録白案記』辨析—兼ねて過所の意義を論ず—」（『東方学』117 号、東方学会、2009 年 1 月）

- ・鈴木正信「『円珍俗姓系図』の成立過程と系譜意識」(『古文書研究』80号、日本古文書学会、2015年12月)
- ・斉会君「円仁『状』文書の機能的分類と書式分析—円珍文書・敦煌文献との比較を通じて—」(『史観』176号、早稲田大学史学会、2017年3月)
- ・丸山裕美子「円珍の位記・智証大師諡号勅書と唐の告身」(『国立歴史民俗博物館研究報告』224号、国立歴史民俗博物館、2021年)

6.7 申請する資料の価値や出所情報について専門的知見を有する最大 3 名／3 機関までの専門家又は専門機関の名称、〈学術的〉資格、連絡先。

名称／〈学術的〉資格：	連絡先（メールアドレス）：

7.0 選考基準に対する評価

7.1 一義的基準

7.1.1 歴史的重要性

本申請物は、世界的大帝国を形成した唐（中国）と日本の文化交流の歴史を物語る貴重な史料群である。9 世紀の人物である智証大師・円珍は、唐に渡った際に唐が発行した書類を日本に持ち帰り、唐の人物とのやりとりを示す書状などや日本で発行した書類、密教伝法に関わる文書典籍とともに後世に伝えた。

本申請物のうち「過所」（目録No.11）とは、9 世紀の中国・唐代に施行された唐令に基づく唐国内の通行許可証（パスポートの類）である。2 通の「過所」は、日本天台宗の総本山である比叡山延暦寺（滋賀県）の僧・円珍が、当時の最高水準の仏法を学び、日本に伝えるために唐に渡航、留学（「入唐求法」〈にっとうぐほう〉と称される）した際に、唐の役所から発給された通行許可書の「原本」である。

この時期の唐は、大唐帝国とも称さるようにはじめ西アジア世界にまで広範な影響を及ぼした巨大な帝国として君臨していたが、9 世末期の滅亡期に多くの記録を失い、影響を受けていた東アジア各国においても唐律令の記録がことごとく失われてしまった。その意味で、園城寺に伝来する「過所」は、世界に残された唯一完全な形の「原本」として、日本をはじめ東アジア世界に大きな影響を及ぼした唐の完備された法制度や交通制度の実態を知る第一級の文化遺産である。また、唐と日本との文化交流史上すこぶる貴重な史料である。

1965 年に敦煌の莫高窟 122 号窟から「過所」の断片的な文書が発見され、1973 年にはトルファン（現在の中国ウイグル自治区）のアスターナ 509 号墓でシルクロードを行き交ったソグド人の「過所」断簡が発掘されているが、いずれも 20 世紀になって発見、発掘されたもので、完全な形ではない断簡である。本申請における唐代の「過所」は、完全な形で伝世した唯一現存する遺品といえる。その「過所」

は、円珍が帰国した 858 年以降、1160 年以上にわたって円珍の偉大な業績を後世に伝承しようと努めてきた園城寺をはじめとする円珍の系譜に連なる寺院や人々によって損なわれることなく完全な形態のまま「原本」が保存され、伝えられてきたものである。

7.1.2 形式や様式

日本では、中国の律令に基づいて制度が作られており、日本においても「過所」と呼ばれる通行証が発行されていた。しかし、古くは木簡（「木」）に書かれており、8 世紀に日本の首都であった平城京跡からは、木簡の「過所」が出土している。それが次第に、「紙」に墨で書く形式に変わっていき、平安時代になると入唐僧らが唐へ携えていったのは、「紙」の文書であった。

本申請物のうち、円珍が入唐する際に準備した身分証明書「中務位記」（目録No.4）は「綾地（絹）」であるが、そのほか日本国内で発行された通行証明書「大宰府公驗」（目録No.51）などすべて「紙」である。唐の役所が発給する「過所」（目録No.11）や「公驗」（目録No.52・53）などもすべて「紙」であり、それらのほとんどが「卷子本（巻物）」に装幀されている。

「過所」や「公驗」には中国・唐の役所にて捺された「印」もあり、日本の役所が発行した「位記」（目録No.3）などには日本で捺された「印」もある。当時の唐や日本で使われていた印影を伝える重要な史料である。

また、本申請物において、「紙」に墨と毛筆を使って書かれた「書」（書跡とも呼ぶ）の中に、芸術性の高いものが含まれている。唐で発行された書類の「過所」や「公驗」は、「書」の表現方法が最も発達した中国・唐代の書跡であり、当時の生の「書」を伝えるものとして貴重である。「充内供奉治部省牒」（目録No.50）や「中務位記」（目録No.4）は、唐代の「書」を学んだと思われる日本の能書（書の巧みな人）による書跡である。「円珍贈法印大和尚位並智証大師諡号勅書」（目録No.56）は、日本の「書」の歴史にとって重要な能書・小野道風（894～967）の自筆によるもので、後世において模範とされてきた。さらに、本申請物を残した円珍本人の「書」である「書状」（目録No.48）、唐で円珍に密教を授学した法全和尚の自筆が添えられた「青竜寺求法目録」（目録No.14）、唐の人物が円珍に出した「唐人送別詩並尺牘」（目録No.34）も、当時の生の「書」を伝える芸術的遺産と言える。

なお、「紙」は、水や火災などで失われやすいものであるが、園城寺では天災・人災に遭った際にも、これらの文書を避難させるなど、歴代の関係者のたゆまぬ努力によって現代まで伝えてきた。

7.1.3 社会、コミュニティ、精神的な重要性

日本仏教では、宗派の祖に関わる祖師文書を、何よりも大切に伝えるという伝統的な祖師信仰が存在する。本申請物における円珍に関わるこれらの文書や典籍は、祖師信仰に支えられて、現在まで伝世されてきたものである。10 世紀末以降に日本天台宗内で思想の違いにより、延暦寺（山門派、現在の天台宗）と園城寺（寺門派、現在の天台寺門宗）の間で確執が生じ、やがて政治も巻き込んだ武力による争いにまで発展するが、その間、祖師・円珍への信仰を寺門派教団の紐帯として仰ぐ人々によって人災・災害を逃れてきた。本申請物は、寺院内の僧侶はもとより円珍の系譜に連なる人々によって護られ伝承されてきたものである。

円珍自筆の「書状」（目録No.48）では、本文の後に追記があり、計 3 回も、円珍の名字の書かれた場所を何文字か切り取ったことが記されている。それは、祖師による自筆の名前をお守りとするための信

仰心によるものである。そのように、祖師信仰の在り方を窺うことのできる史料も含まれる。

この祖師信仰は現代にもつながるものであり、智証大師円珍関係文書典籍は、現在の天台寺門宗において信仰を支える重要な史料である。

7.2 相対的基準。以下の相対的基準の一つ以上についてコメントすること

7.2.1 希少性

唐代の「過所」（目録No.11）は、世界中どこにも伝世されておらず、円珍という日本から渡航した僧が持ち帰った実物のみが日本において伝世された極めて希少な遺産である。また、歴史上重要な功績を残した僧侶が所持したものとして、後世の人々の努力によって1160年以上にもわたって良好な状態で伝世されてきた歴史的経緯まで判明するものとして貴重である。さらに、そのほかの文書典籍も、9世紀のある個人の足跡がわかるものとして、当時の中国や日本における密教伝法の在り方を明らかにするものとして、ほかには例のない文書典籍群である。

7.2.2 完全性、完全度、状態

「過所」（目録No.11）、「公驗」（目録No.52・53）などの書類の伝存状態は、完全な形態を保っている。とくに9世紀唐代の「過所」が完全な形で伝わっていることは、世界的にも唯一の事例である。それぞれ巻物（卷子本）に装幀されて伝世されてきた。そのほかの関係文書典籍も、巻物に装幀されるなどして、経年の痛みはあるものの変更の事実はない。

7.3 重要性の説明

「過所」（目録No.11）とは、9世紀の中国・唐代に施行された唐令に基づく唐国内の通行許可証（パスポートの類）であり、唐の役所から発給された通行許可書の「原本」である。

この時期の唐は、大唐帝国とも称さるるように東アジア全域をはじめ西欧世界にまで広範な影響を及ぼした巨大な帝国として君臨していたが、9世末期の滅亡期に多くの記録を失ったことから、影響を受けていた東アジア各国はもとより、日本の律令にとってもその原型といわれる唐律令の記録がことごとく失われてしまった。その意味で、園城寺に伝来する2通の「過所」と東京国立博物館に伝来する7通の「公驗」は、世界に残された希少な「原本」として、世界的な大帝国・唐と日本との文化交流史上すこぶる貴重な史料である。

本申請における「過所」「公驗」は、円珍が帰国した858年以降、1160年以上にわたって円珍の偉大な業績を後世に伝承しようと努めてきた園城寺をはじめとする円珍の系譜に連なる寺院や人々によって損なわれることなく完全な形態のまま「原本」が保存、伝承されてきたものである。円珍は、9世紀の日本を代表する人物の一人で、密教伝法において重要な働きをした人物である。本申請物は、その円珍の日本のみならず唐における足跡の詳細を知ることができるものであり、唐の人物からの「唐人送別詩並尺牘」（目録No.34）なども含め、9世紀の日中交流史を知ることのできる稀有な史料群である。こういった9世紀のある個人に関わる膨大な史料がまとまって1000年以上も園城寺あるいは園城寺関係者に伝わってきた歴史的な事実は、世界的にも特筆されるべきものであり、「原本」が残されている事実こそが、歴史を研究する上で事実を確認することができる唯一の方法かつ、世界的な財産である。

8.0 関係者との協議

8.1 本申請について関連する関係者との協議にかかる詳細を記載すること。

智証大師円珍関係文書の所有者である宗教法人園城寺、独立行政法人国立文化財機構及び東京国立博物館においては、ユネスコ「世界の記憶」の一般指針に照らし合わせ、本件こそ、世界の記憶遺産として、世界中の人々に共有されるべき財産であると一致したことから、これまでの研究内容を総点検した上で、研究者や自治体等との関係者も含めて協議し、申請に至ったものである。

9.0 リスク評価

9.1 申請する資料に対する脅威の性質と範囲を詳細に記載すること。

本申請物のほとんどは9世紀に作成された「紙」で出来ているため、科学的根拠に基づく保存環境において、細心の注意を要する取扱いが必須である。現在、園城寺所有分は独立行政法人国立文化財機構京都国立博物館と奈良国立博物館の収蔵庫に、東京国立博物館管理分は自館の収蔵庫において、温湿度等の管理をしながら安全な状態が保たれている。経年の変化や虫損などの脅威も予想されるが、各館の管理者によって常日頃より状態の確認が行なわれ、脅威に対する予防や保全も進めている。

10.0 保存と利用にかかる管理計画

10.1 既存の計画があれば、記載するか、文書をスキャンして添付すること。計画がない場合は、検討されている保存、収蔵庫、アクセスに関する戦略の詳細を記載すること。

智証大師円珍関係文書典籍は、日本の文化財保護法により、管理・保護・公開・保存活用計画・調査の対象となっている。園城寺が管理する「智証大師関係文書典籍」は、京都国立博物館と奈良国立博物館において温湿度調整を管理できる収蔵庫において適切に保管されている。2022年より修理を進める計画がある。また、東京国立博物館が管理する分は、2019年に竣工した温湿度調整を管理できる収蔵庫において、適切に保管されている。

園城寺と東京国立博物館は、本申請物を展示公開する展覧会開催の計画を進めている。なお、園城寺所有の「五部心観」(No.47)は、秘宝としてこれまであまり公開してこなかったが、今後は展示公開していく予定である。

11.0 申請を後押しするその他の情報

11.1 必要であれば、以下に記載するか、スキャンした文書を添付すること。

2022年は、日本と中国にける国交正常化50年の節目を迎える。本記録物は、一人の高僧を通じて、9世紀における日本と中国の交流を証明する世界的な財産であることから、両国及び広くアジア地域における交流の歴史を紹介する機会となる。

園城寺および東京国立博物館は、ユネスコ「世界の記録」の認定を受けた際には、展覧会や講演会の開催などにより、智証大師の足跡や東アジア世界に大きな影響を及ぼしたに唐の完備された法制度や交通制度など、日本と中国の文化交流の歴史に関して多角的な研究を行い、海外に発信するように進める。

12.0 チェックリスト

☒	要約の記載（セクション 2）
☒	申請と連絡先の記載（セクション 3）
☒	権限の宣言への署名及び日付の記載（セクション 4）
☒	共同申請の場合、セクション 4 を適切に書き換え、全機関からの権限の宣言がえられていること
☒	法的情報（セクション 5）
☒	所有者と管理者が異なる場合、管理者の詳細の記載（セクション 5）
☒	法的状況の詳細の記載（セクション 5）
☒	アクセス容易性に関する詳細の記載（セクション 5）
☒	画像に関する著作権の許諾についての記載（セクション 5）
☒	目録及び登録簿に関する情報（セクション 6）
☒	由来／出所の記載（セクション 6）
☒	文献情報の記載（セクション 6）
☒	個々の審査員の特定（セクション 6）
☒	一義的基準に関する重要性（セクション 7）
☒	相対的基準に関する重要性（セクション 7）
☒	重要性の説明（セクション 7）
☒	関連するものがあれば、関係者との協議にかかる詳細の記載（セクション 8）
☒	リスク評価の記載（セクション 9）
☒	保存と利用の管理計画の要約の記載、または提案する戦略（セクション 10）
☒	その他の提供情報 一必要な場合（セクション 11）
☒	記録遺産の説明のために特定された適切な品質（300dpi、JPG 形式、フルカラーが望ましい） で作られた写真及びスキャンされた追加的文書